|  |
| --- |
| 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則（平成10年3月31日規則47号） |

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

平成十年三月三十一日

規則第四十七号

改正

　平成一四年　二月二六日規則第六号

　平成二〇年　八月二九日規則第七八号

　平成二二年　三月三〇日規則第五七号

　令和　七年　三月二八日規則第六〇号

埼玉県看護婦等育英奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

　　埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

（貸与の申請）

第一条　埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。）の規定により、奨学金の貸与を受けようとする者は、毎年度、様式第一号の奨学金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一　様式第二号の内申書

二　様式第三号の家族状況調書

２　知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第二条　奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人が連署した様式第四号の誓約書を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第三条　前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証能力を有するものでなければならない。

（退学等の届出）

第四条　第一条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）は、退学し、休学し、転学し、又は条例第三条第二号から第四号までに該当する者でなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。退学又は停学の処分を受けたときも、同様とする。

（辞退の届出）

第五条　被貸与決定者は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（卒業の届出）

第六条　奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、奨学金の貸与に係る看護師等養成施設を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届を知事に提出しなければならない。

（就業の届出）

第七条　被貸与者で、奨学金の貸与に係る看護師等の免許を取得したものは、当該奨学金の返還の事由が生じた日（条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けた者にあっては、当該猶予の期限。次条第一項及び第二項において同じ。）の翌日から起算して二箇月以内に県内において看護師等の業務に従事したときは、速やかに様式第六号の就業届を知事に提出しなければならない。

（返還方法）

第八条　前条の規定により就業届を提出した者は、返還の事由が生じた日の属する年の翌年（返還の事由が生じた日が八月一日から十二月三十一日までの間である場合にあっては、翌々年）以降、毎年一月三十一日までに、貸与を受けた奨学金の年額の二分の一に相当する額（返還すべき債務の残額が当該額に満たないときは、当該返還すべき債務の残額）を県に返還しなければならない。

２　被貸与者（前条の規定により就業届を提出した者を除く。）は、返還の事由が生じた日の翌日から起算して六箇月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括して県に返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、前項に規定する返還の方法によることができる。

３　被貸与者は、第一項及び前項ただし書の規定にかかわらず、返還すべき債務の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

４　知事は、第一項及び第二項ただし書の規定による返還が困難な特別の事情があると認める者については、返還すべき年額を減額することができる。

（返還の債務の履行猶予の申請）

第九条　条例第九条の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第七号の返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、猶予の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（返還の債務の免除の申請）

第十条　条例第十条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、様式第八号の返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、免除の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（異動の届出）

第十一条　被貸与決定者は、本人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更があったとき、及び条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている場合であって当該履行の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（死亡の届出）

第十二条　被貸与決定者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、様式第九号の死亡届にその死亡を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（報告の要求）

第十三条　知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、被貸与決定者に報告を求めることができる。

附　則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成十四年二月二十六日規則第六号）

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

附　則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成二十二年三月三十日規則第五十七号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の廃止）

２　埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十一号）は、廃止する。

附　則（令和七年三月二十八日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。